岐阜都市計画総括図

令和３年４月調製

位置図

岐阜都市計画区域	行政区域面積	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
岐阜市の全部	20.360ha	20.360ha	8.027ha	12.333ha
羽島市の一部	2.819ha	1.966ha	1.151ha	815ha
岐南町の全部	791ha	791ha	737ha	54ha
笠松町の全部	1,030ha	1,030ha	518ha	512ha
北方町の一部	518ha	518ha	411ha	107ha
計	25,518ha	24,665ha	10,844ha	13,821ha

拡大図①

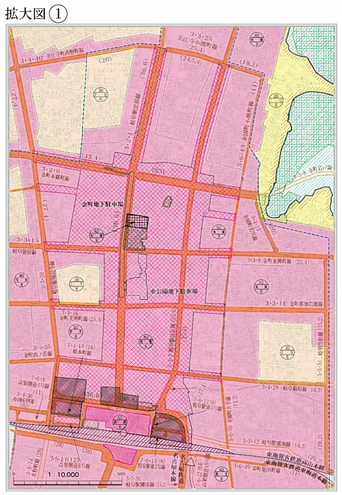

拡大図②

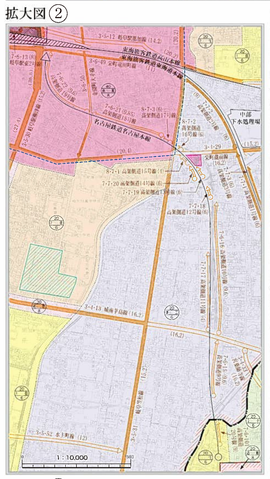

拡大図③

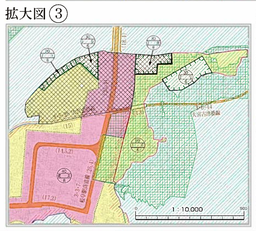

岐阜都市計画地区計画
（柳津町上佐波西第2地区）
地区計画区域（地区整備計画区域）
A=約14．9ha

1：25,000

凡例

- 市街化区域
- 第1種低層住居専用地域
- 第2種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第2種中高層住居専用地域
- 第１種住居地域
- 第２種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域
- 都市計画道路
- 予定区間（参考）
- （ ）標準幅員，車線数
- （ ）幅員，車線数
- 都市高速鉄道
- 特別工業地区
- 観光地区
- 風致地区
- 防火地域
- 準防火地域
- 駐車場整備地区
- 高度地区
- 高度利用地区
- 都市再生特別地区
- 地区整備計画区域（地区施設）
- 地区整備計画区域（建築物等）
- 流通業務地区
- 駅前広場・交通広場
- 用途地域界
- 公園・緑地・緑道
- その他都市計画施設
- 主要な都市計画施設
- 土地区画整理事業施行区域
- 市街地再開発事業施行区域
- 都市計画区域界

<変更経緯（昭和46年3月31日の告示以降）>

市街化区域及び市街化調整区域

	昭和46年 3月31日	岐阜県告示第 285号
	昭和48年 2月28日	岐阜県告示第1067号
	昭和55年 4月 1日	岐阜県告示第 308号
	昭和62年 8月18日	岐阜県告示第 577号
	平成 4年12月 1日	岐阜県告示第 724号
	平成 6年 9月20日	岐阜県告示第 585号
	平成16年 5月17日	岐阜県告示第 466号
	昭和48年12月25日	岐阜県告示第1068号
用途地域	昭和50年11月12日	岐阜県告示第 791号
	昭和55年 4月 1日	岐阜県告示第 309号
	昭和56年 4月 1日	岐阜県告示第 378号
	昭和62年 8月18日	岐阜県告示第 577号
	平成 4年12月 1日	岐阜県告示第 724号
	平成 6年 9月20日	岐阜県告示第 585号
	平成 8年 5月 1日	岐阜県告示第 325号
	平成10年 3月25日	岐阜県告示第 205号
	平成14年 4月 1日	岐阜市告示第 7号
	平成15年 4月 1日	岐阜市告示第 2号
	平成16年 1月 9日	岐阜市告示第 616号
	平成16年 1月 9日	柳津町告示第 2号
	平成16年 5月17日	岐阜市告示第 106号
	平成17年 3月31日	岐阜市告示第 594号
	平成21年 3月16日	岐阜市告示第 616号
	平成22年12月 1日	岐阜市告示第 423号
	平成23年10月21日	岐阜市告示第 352号
	平成25年 3月 4日	岐阜市告示第 645号
	平成28年 3月 7日	岐阜市告示第 659号
	令和 2年 3月31日	岐阜市告示第 650号

<最終変更年月日>

防火地域及び準防火地域	平成21年 3月16日	岐阜市告示第 617号
	平成16年 5月17日	岐阜県告示第 475号
風致地区	平成21年 3月30日	岐阜市告示第 636号
高度地区	平成19年 8月31日	岐阜市告示第 467号
高度利用地区	令和 3年 3月12日	岐阜市告示第 625号
流通業務地区	昭和48年 5月10日	岐阜県告示第 438号
特別用途地区	平成19年11月30日	岐阜県告示第 437号
駐車場整備地区	平成12年 4月 1日	岐阜市告示第 11号
都市再生特別地区	平成16年10月22日	岐阜県告示第 825号

（注）容積率及び建ぺい率の表示のうち、（ ）で表示された数値は、地区計画で定めるそれぞれの最高限度です。

※都市計画の内容は、令和3年4月現在のもので、新規都市計画決定後、新たに都市計画決定又は変更することがあります。（地形図は、平成31年3月現在。ただし、変わり町、神戸町、大野町は令和2年3月現在）又、この図面は概略図ですので詳細については、各市町の都市計画担当課でお調べください。

※都市計画道路の改良済は、岐阜都市計画区域のみ記載（令和3年3月現在）

※都市計画道路の改良済とは、用地及び施設等のすべてが整備されて、使い方が同じ状態になっていることです。

※その他都市計画施設、公園・緑地・墓園・その他公共空地は岐阜市域のみ記載

この地図は、原図を1：10,000で図面を縮小編集したものである。
但し、笠松町、神戸町、大野町は原寸大、それぞれの周辺部分を切り出し、1：10,000の縮尺に対し1：2,500の割合で拡大編集したものである。

（承認年月日）令和元年10月30日	（承認番号）岐都第285号	（笠松町）
（承認年月日）令和元年10月30日	（承認番号）神戸都第48号	（神戸町）
（承認年月日）令和元年10月28日	（承認番号）大野都第696号	（大野町）